7　栄養士配置加算
イ　栄養士配置加算(I)
⑴　入所定員が40人以下の場合　27単位
⑵　入所定員が41人以上50人以下の場合　22単位
⑶　入所定員が51人以上60人以下の場合　18単位
⑷　入所定員が61人以上70人以下の場合　15単位
⑸　入所定員が71人以上80人以下の場合　13単位
⑹　入所定員が81人以上90人以下の場合　12単位
⑺　入所定員が91人以上100人以下の場合　11単位
⑻　入所定員が101人以上110人以下の場合　10単位
⑼　入所定員が111人以上120人以下の場合　９単位
⑽　入所定員が121人以上130人以下の場合　８単位
⑾　入所定員が131人以上150人以下の場合　７単位
⑿　入所定員が151人以上180人以下の場合　６単位
⒀　入所定員が181人以上の場合　５単位
ロ　栄養士配置加算(II)
⑴　入所定員が40人以下の場合　15単位
⑵　入所定員が41人以上50人以下の場合　12単位
⑶　入所定員が51人以上60人以下の場合　10単位
⑷　入所定員が61人以上70人以下の場合　８単位
⑸　入所定員が71人以上80人以下の場合　７単位
⑹　入所定員が81人以上100人以下の場合　６単位
⑺　入所定員が101人以上120人以下の場合　５単位
⑻　入所定員が121人以上150人以下の場合　４単位
⑼　入所定員が151人以上の場合　３単位
注１　イについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。
⑴　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。
⑵　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。
２　ロについては、次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。
⑴　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。
⑵　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。
8　栄養マネジメント加算　10単位
注　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
イ　常勤の管理栄養士（平成27年３月31日までの間にあっては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し５年以上の実務経験を有する栄養士）を１名以上配置していること。
ロ　障害児の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種が共同して、障害児ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
ハ　障害児ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、障害児の栄養状態を定期的に記録していること。
ニ　障害児ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
9　小規模グループケア加算　240単位
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児１人につき所定単位数を加算する。
10　福祉・介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国が行う場合を除く。11において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から９までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
11　福祉・介護職員処遇改善特別加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合にあっては、１から９までにより算定した単位数の1000分の８に相当する単位数を加算する。ただし、10の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。
第２　医療型障害児入所施設
１　医療型障害児入所施設給付費（１日につき）
イ　指定医療型障害児入所施設の場合
⑴　主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合　318単位
⑵　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合　146単位
⑶　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合　867単位
ロ　指定医療機関の場合
⑴　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合　122単位
⑵　主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合　867単位
注１　指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第２条第２号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）又は指定医療機関（法第６条の２第３項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
２　指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、それぞれ⑴又は⑵に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
⑴　障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合　別に厚生労働大臣が定める割合
⑵　指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合　100分の95